

「ち地域」向けコンピュータ許可申請書類の改正

10月15日公示の《提出書類通達》改正案（パブコメ募集用）で、「ち地域」向け8項コンピュータの申請書類が「Aセット」から「Fセット」へ変更されることが発表されました。

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿易局第1号・輸出注意事項24第18号）

改正後				現行			
(略) 記 I~V (略) 別表1 貨物、仕向地及び提出書類				(略) 記 I~V (略) 別表1 貨物、仕向地及び提出書類			
貨物	仕向地	提出書類	申請窓口	貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局	輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	と地域②	F	本省	輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	と地域②	F	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	ち地域	F	本省	輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	ち地域	A	本省

※ 「ち地域」とは次の11か国

アフガン・イラク・イラン・北朝鮮・コンゴ民主共和国（旧ザイール）・スーダン・ソマリア  
中央アフリカ・南スーダン・リビア・レバノン

※ 「Aセット」は下表の通り「Fセット」より相当準備負荷が小さい。

	F	A
申請書	○	○
申請理由書	×	○
申請内容明細書	○	×
契約書コピー	○	○
貨物資料 別1対比資料	○	×
カタログ類	○	×
需要者資料（事業内容・存在確認に資する）	○	×
需要者誓約書	○	×
輸入者誓約書	○	×
輸送時におけるサービス又は施設使用に関する資料	○	×
貨物の使用場所及びコンピュータアクセスの限定管理方法に関する資料	○	×

最も機微な「ち地域」向けが最も簡易な「Aセット」書類でよいのか、かつて本サイトでも問題提起しましたが、今回の改正案でそれが形になったわけです。

《附録》 高性能コンピュータ用の F パターンの謎

F パターンが要求されるのは次の「4 項パターン」と「8 項パターン」です。

「4 項パターン」；4 項(22) / 省令 7 条三号ハ該当…ロケット搭載用コンピュータ

「8 項パターン」；8 項 / 省令 7 条三号ハ or ホ該当…汎用コンピュータ

3-4-3 で「8 項パターン」の申請について、「まあ安全」な「と②」向けですら「F」が要求されているにも関わらず、「それ以外（ワケアリ）」の「ち」向けが「A」で可であることに疑問を呈しました。この問題を、一般論から、また提出書類通達における他記述との整合性の観点から、考えてみます。

i 一般論からの考察

書類セットとして「F が A よりヘビー」であることは、みなさん先刻御承知の通りです。

なぜなら「A」では申請内容明細書も、需要者の存在確認・事業内容資料も、また誓約書も不要。一方、「F」では今挙げたすべてが必要で更にそのうえ、輸入者誓約書ほかの書類も提出しなければならないのですから。

そして地域区分としては「ち」が「と②」よりはるかにややこしい国ぞろいであることも御承知の通りです。

それなのに、「よりややこしい『ち』向け」が「よりお手軽な A パターン」とは、話が逆ではないでしょうか？

ii 提出書類通達内部の整合性の考察(1)

「それ以外地域」向けは、「4 項パターン」では F なのに、「8 項パターン」では A。

まあ 4 項と 8 項では地域区分のやり方が違いますから、そのせいではないかという方もおられましよう。そこで地域区分の境界線を確認しておきましょう。

2018 年の文ゆえ用語（ホワイト国）も古いですね

3 段階分類	MTCR	WA
かなり安心	「い①」；ホワイト国	「い①」；ホワイト国
まあ安心	「ほ」；非ホワイト国だが MTCR に加入しており、かつ比較的的安全な印象の 5 か国 トルコ・ウクライナ アイスランド・ブラジル・南ア	「と②」；非ホワイト国だが <b>特段のワケアリ</b> （「ち」）に当たらぬ地域
それ以外	2019 年にエリトリアが削除、南スーダンが追加され今に至る	「ち」；ワケアリの 11 か国すなわち ・輸出令別表第 4 の 3 か国（イラン・イラク・北朝鮮） ・同別表第 3 の 2 の 8 か国（アフガン・中央アフリカ・旧ザイール＝コンゴ民主共和国・エリトリア・レバノン・リビア・ソマリア・スーダン）

細かい話とはもかく、「ち」地域の 11 か国はすべて「へ」に含まれることは読み取れたかと思いません。（同時に「ほ」は「と②」に含まれるわけです）

以上を踏まえて「4項パターン」と「8項パターン」の地域別書類セットを見ると

	い①	と②	ち
		ほ	へ
4項パターン	A・局	F・本省	F・本省
8項パターン	A・局	F・本省	A・本省

「4項パターン」と「8項パターン」で「ち」地域向けの扱いが異なるというのは  
整合性に問題ありと思いませんか？

### iii 提出書類通達内部の整合性の考察(2)

下記は提出書類通達の抜粋です。

提出書類A

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2通	運用通達 別表第3
②	申請理由書	1通	運用通達 別表第3
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)

注1：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びFAX番号を記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

「ち」地域向け申請書類なのに、「ち」地域にて転売される予定がないことを確認とおっしゃる。(私には、「ち」に入るのは阻止したい、という意味に聞こえます) これは一体どういうことでしょうか？

そういったわけで私は、提出書類通達制定時のパブリックコメントで「おかしくないか？」と問題提起を致しました。ところがその答えは意外にも下記の如し；

39	<p>P10～ 別表1「貨物、仕向地及び提出書類」 【意見内容】 「8の項(省令第7条第三号ハ・ホ)」の「ち地域」向け申請は、誓約書不要のAパターンとなっています。「と地域②」向けでさえ要誓約書(Fパターン)であることを考えると、これは誤植ではないでしょうか？ 再検討をお願いします。</p>	誤植ではございません。原案のとおりいたします。
----	--	-------------------------

「誤植じゃない」とすれば「原作者が間違えたのだ」ということでしょうか。パブリックコメント史上でも稀有な例ではないかと思えます。

